

第17回議会改革検討会議要旨

平成29年5月29日（月）

午前9時 委員会室

（開議9：00）

1 あいさつ

委員長

2 議題

（1）基本条例の見直し（案）について

第6章 委員会の活動

第19条 委員会の活動

- ・第3項から第6項は会議規則に書くべきではないか。
- ・第3項現条文の「市民からの要請」が具体的に示されていない。話合いの場を「積極的に設ける」が曖昧。
- ・6年前に会派を無くしてから委員会活動が必ずしも積極的ではない。委員会により異なるが、一定の委員会活動が必要。黒字部分（現条文）で足らなければ、第4項以降に分かりやすく記載する必要がある。
- ・第3項に第4項を合わせ「政策提案」を付け加えれば、それ以降の不要では。第3項と第4項をまとめられないか。
- ・現条文の第1項から第3項で整理されている。委員会条例で別に定める必要があるか。
- ・委員会条例との整合性を明確にすべき。全体にすっきりさせるべき。動きやすくするための最高規範が、整理しないと余計動きづらくなるのでは。
- ・委員会条例は事務的なことを定めた条例。基本条例は原則的なことを定めた条例。基本条例にここまで細かく必要があるのか。委員長会は議長の諮問機関の位置づけがあるが曖昧。会議ばかりつくることにならないか。もっと分かりやすくすべき。
⇒ 会議規則第159条で委員長会の目的が明記してある。
⇒ 連絡調整のため新たに正副委員長で構成する「正副委員長会議」を定めるとわかりやすいのでは。
- ・委員長会は縦割り、昔の会派のように委員長会で他委員会の情報を伝え、情報を把握すべき。
- ・そもそも委員長会で何をやるのか明確にすべき。

第20条 政策サイクル

- ・政策サイクルは議会としてのものはある。委員会をどこかで表現したい。
- ・委員長会は他の委員会活動を把握するもので、議会運営委員会は議会の運営に関することである。委員長会、議会運営委員会の結果報告は、事務局の作る要旨により報告しているが、各議員に伝わっていない。

第21条 予算・決算の有機的連携

- ・討議不足のため有機的な連携と基本方針を規定すればよい。第22条行政視察も同様。
- ・決算と予算にタイムラグがある。過去にも検討があったが、苦慮してきた。ジレンマがある。精査すべき。
⇒ 決算額だけではなく、政策を見ながら、反映することを反映すればよい。
- ・第4項に「検証」を規定すると収まりがよい。
- ・基本条例は原理原則を書くもので、手法を書くものではない。

第22条 行政視察

- ・委員会計画を定めることは必要と思うし、委員会条例に定めるでもよい。

第7章 政策グループ及び政務活動費

第23条 政策グループ

- ・会派は自由に結成できるもの。会派はそのまま残した方が良い。
- ・政策グループでは抽象的、市民が首をかしげるのでは。現状のままでよい。委員会同士で連動すれば、委員長会で協議できる。
- ・政策グループをつくって、中途半端はできない。会派を作ることは良い。
- ・委員会ですらないものが見えてきた。個人的には会派を作りたい。会派としての運用を再検討して欲しい。
- ・委員会活動は市役所では通じるが、国・県への要望の受付は会派が必要。政策グループでは受付されない。(相手にされない)
- ・政策グループは一つの目的ごとに設置し、政策立案したら終わり。
- ・会派を名乗った活動が見えないから、市民に何をしているかが伝わらない。
- ・以前の会派代表会議は、事前決定機関で最大会派の意見が通り、壁の見えないことがあったため現在休止中である。現在、委員長会の弊害は縦割りであり、横の情報交換が必要。迷うかもしれないが、認められたテーマを検討する政策グループがあつてよいのでは。
- ・会派は害である。委員会政策を立案し、委員会活動を越えた活動を政策グループで行うべき。

第24条 政務活動費の執行及び公開

- ・別に政務活動費条例がある現条文でよい。
- ・平等な支給が必要。コピーだけの議員もいる。
- ・第3項の成果報告書の公表は、政務活動費条例に規定すればよいのでは。
- ・政務活動条例はそのままでよいのでは。

(休憩 10:50)

(再開 10:55)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

第25条 議会の体制整備

- ・研修等は実施している。進めているのにあえて基本条例に「ICT化」を明記しなくてもよいのでは。
- ・「ICT化」は情報共有のやり方。市民に分かりやすいやり方として表現として入れても意味があるのでは。
- ・「ICT化」は別に定めればよいのではないか。
- ・見出しが「議会の体制整備」であるが、議員研修やICT化は別のものではないか。
- ・多様な方法で情報共有を図る。その一つの手法として「ICT化」であつて、機械化ではなく、議会運営の効率化や質の向上を推し進めることが定めるべきではないか。
- ・第1項の「解決しなければならない」をもう少し分かりやすくすべき。第1項と第2項を合わせてもよいのでは。
- ・「ICT化」の表現では、技術が日々進歩するためどうか。

第26条 議会支援

- ・第25条に合わせればよいのでは。

第27条 大学・研究機関との連携

- ・意見がなく、検討されず。

第28条 議会事務局の体制整備

- ・第2項は不要。委員会規則に定めるべき。

第29条 議会図書室の利用

- ・意見なし、現条文のとおり。

第30条 議員研修の充実強化

- ・第3項の「個別議員研修派遣」は、第7章の政務活動費に加えれば不要。
- ・個人の議員派遣は、通常ないのでは。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第31条 議員の政治倫理

- ・現条文のままでよい。

第32条 議員定数

- ・定数を、第33条の報酬と合わせて書き込むと分かりやすいのでは。
- ・現条文のままでよい。

第33条 議員報酬

- ・第2項を市民の関心が高いため、「市民の意見を聞く機会を設ける」にすべき。
- ・第2項は、現条文の「十分考慮するもの」でよい。
- ・報酬審議会に委ねてある。そこで十二分に審議してもらえればよい。現条文でよい。
- ・市民意見はタウンミーティングで聞いている。「市民会議」「アンケート」は不要。
- ・報酬の規定がパフォーマンスにならないようにすべき。現条文でよい。

第10章 危機管理

第34条 危機管理

- ・第2項に、「災害の未然防止」があるが、議会として果たせるのか。
- ・被災地を視察して、第1項と第3項を合わせることが必要。細かく作りすぎると、逆に弊害が起きることがある。議会の役割は、第3項の1日も早く復旧させ、市民生活を安定させること。
- ・第4項として、BCPを規定し、別に定めるべき。
- ・別に「BCP」の言葉を入れては。
- ・BCPの表現では、わかりにくいのでは。
- ・実際にBCPを定めても機能しない場合がある。被災時に議会の役割が無くなってしまいうことが問題。議員がいなくなっても専決処分が可能であるが、いずれは議会の議決が必要になる。理念として行政の役割、議会の役割を明確に定めるべき。危機意識を共有させることが議会の務め。
- ・災害時の議会機能の維持と体制の整備が大切。
- ・今までに規定していないため、この修正条文でよい。この修正条文を定めるべき。
- ・基本的なことを定めれば、細かいことは別に定めればよい。
- ・まとまれば、一つの条文に、まちまちなければこのままでよいのでは。

第11章 議会の評価と議会改革の推進

第35条 議会の評価

- ・第2項の「評価」は、2年毎でないと評価できないのでは。但し、期間はしっかり定める必要がある。
- ・どれだけのボリュームになるかわからないため、1年毎の評価でよいのではないか。
- ・この条文は、内部評価。外部との連携評価を別に謳うべきではないか。
- ・評価サイクルを委員会評価とどのように連携させるのか。
- ・第5項は削除し、別に定めるとしては。
- ・第6項の議会の評価が具体的に想像できない。
- ・市民から監視・議員が評価される機会をつくる必要はある。

第36条 議会改革

- ・委員会条例に定めるべきでは。

第12章 最高規範性の見直し手続

第37条 最高規範性

- ・評価、市民参加は市政モニターなど重複している。調整が必要。
- ・現条文のままでよい。
- ・現条文の方が、市民に分かりやすいのでは。
- ・第1項の「尊重」は誰がどうするのか抽象的であるため、見直しを提案した。
- ・第2項の「宣言」の方法をどうするのか。
- ・第2項の「条例遵守」は、基本条例に限ったものではない。不要。
- ・宣言しただけでは、何も変わらないのではないか。第2項、第3項は不要。
- ・「宣誓」は、地方自治法に規定してあるもの。基本条例だけに定めるのか。
- ・第3項の「研修」は、誰が行うのか。
- ・第3項の「研修」は、全議員を対象とする。事務局から行うものではない。
- ・第3項の「研修」は、必要。

第38条 見直し手続

- ・全体的に字句の訂正が必要。第2項から第4項までは、手続きとして不要。
- ・基本条例を運用して、課題が出てくれば必要に応じてやればよい。
- ・第1項の「社会情勢及び市民の意見の変化」だけで見直しを検討するものではない。
- ・第2項から第4項は不要。現条文のままでよい。
- ・第3項の「検証」は1年ごと必要。
- ・第3項の「検証」は第36条に規定あり、不要。
- ・第3項は、議会評価の段階で行える。
- ・第4項の「必要があると認めるときは」は曖昧。市民に分かるように明言すべき。誰が必要と判断するのか。
- ・第5項中、「全議員の賛同する改正案であっても」を削除。

(2) その他

- ① 会議要旨の確認 第16回の確認を今週中に報告

次回開催 6月1日(木) 全員協議会終了後

(閉会12:38)